

○総務省告示第七十七号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百十四号（船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的條件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月七日

総務大臣 新藤 義孝

第二項中「及び三から五まで」を「、三及び四」に改める。